

# 令和5年度社会福祉法人さくら園事業報告

## 1 総論

コロナ感染防止に関して、国は第5類に緩和したところだが、さくら園は施設での集団感染や利用者の特定の疾患による重篤化の恐れがあるため、家族感染に基づく自宅待機の一部変更止め、全体として感染防止策を継続した。

財務に関して、法人全体の令和5年度収支は13,113千円のプラスを計上できた。これは施設整備で大きな支出がなかったほか、無駄な支出を抑えるなど節減に努めたことによる。

支援費収入については、南さくら工房で8,000千円、相談センターで5,000千円増額したが、つばき工房9,000千円、北さくら工房3,500千円、さくらホーム2,000千円の減収が影響し、法人収支は引続き厳しい状況にある。つばき工房と北さくら工房の減収は利用率の低下であり、さくらホームの減収は、ほぼ1年間空き2室を満たすことが出来なかったためである。

前年度末支払資金残高（繰越金）292,025千円と調整し、当期末支払資金残高305,139千円の決算となった。

さくら園の5年度の有資格者は、社会福祉士23人、精神保健福祉士7人（うち重複6人）、及び介護福祉士12人（うち重複2人）であり、常勤職員72人に対して重複有資格者を除いた割合は47%である。有資格者の配置が支援費加算の対象になるため、重点的に南さくら工房に12人と居多さくら工房に7人配置した。無資格職員の資格取得に関しては、研修受講を職務免除にするなど、法人として一定の支援制度を設けている。

ハラスメントの防止については、職場全体の課題であり全職員の責務として対処したが、グループホームで2件のセクハラ事件を起こしてしまった。1件はボランティアの男性宿直員が女性入居者に対するものであり、1件は男性入居者が女性入居者に対するものである。これらは、これまでの反省が上滑りであったことの表れであり、非違行為を、障がい福祉に従事する当事者としてではなく、第三者として受け止めてきた結果だと言わざるを得ない。真の意識改革が求められる。

虐待に関しては、不適当な言葉だったが虐待には当たらないとされた事案があった。虐待は人権侵害だとの認識から、人権擁護委員会が協議、所長以下職員が具体的な防止策を実践した。

また、服薬に関して、誤薬は虐待に相当するとの思いから、特に発生が多いグループホームでは、所長が世話人に対して直接指導する等、実効性のある対応に努めた。

工房をはじめ施設、機関の活動については、ほぼそれぞれの目標を達成した。

また、法人全体として、虐待防止をはじめ、事業再編、衛生防災等6委員会を設置して、課題ごとの諸問題に、専門的に取り組む態勢を整えている。

## 2 実施事業の概要

### (1) 工房

5工房全体の利用は、開所日270日、利用者は、南さくら工房の放課後等デイサービスを含めて228人で前年度より1人減。年間の利用率は95.0%、前年度より1.6ポイント低下した。新規利用者は、さくら工房3人、北さくら工房1人、南さくら工房3人、居多さくら工房1人であった。

利用者の就職は、さくら工房、つばき工房、北さくら工房はそれぞれ1人を達成した。

工賃増額については、さくら工房は作業収入4%、459千円増の11,970千円、工賃は1人1ヶ月2,213円(12.1%)増の20,499円。つばき工房は作業収入3.2%、516千円増の16,821千円、工賃1人1ヶ月2,044円(9.2%)増の24,207円を確保。

南さくら工房は、利用者スキル向上及び感情表現力、機能維持を目標としたが、概ね50%達成、居多さくら工房は、事故及びヒヤリハット30件を30%減ということだったが、事故12件とヒヤリハット10件を合わせて22件であり、1件3%足りなかった。

就労定着支援事業は、つばき工房2人が利用、障がい者就業・生活支援センターさくらと連携して就労の安定に努めた。

工房の適正・適格な支援及び運営については、基となる運営支援計画に沿って業務執行することに加えて、マンネリ化や緊張感欠如を排除するため、次長会議による内部監査を実施している。なお支援に係る具体的事項については職員の手引きに記載することとした。

さくら工房、つばき工房及び北さくら工房が実施している多機能事業の整理については、5年度を利用者・保護者の理解を得る猶予期間とし、令和6年度から実施するとしていたが、3工房間の調整がまとまらず、1年延期せざるを得なかった。

\* 各工房のR5年度末実施事業と利用数、年間利用率及び職員数は次のとおり。

工 房	実施事業	定 員	利用契約	利用率
さくら工房	就労移行	5人	4人	86.0%
常勤 7	就労継続 B	24	29	102.0
パート 7	生活訓練	8	9	97.0
	計	37	42	99.5
		延利用者数	9,671人	
つばき工房	就労移行	4人	4人	85.0%
常勤 5	就労継続 B	23	32	72.6
パート 6	生活訓練	6	1	37.9
	計	33	37	71.0
		延利用者数	6,311人	
	就労定着		2人	
北さくら工房	就労移行	5人	5人	89.7%
常勤 7	就労継続 B	24	31	105.9
パート 5	生活訓練	5	5	87.4
	計	34	41	108.0
		延利用者数	9,254人	

南さくら工房	生活介護	35人	55人	105.0%
常勤 18	放課後等デイ	5	14	74.0
パート 17	計	40	69	101.1

延利用者数 10,922人

居多さくら工房	生活介護	25	39	106.0
常勤 16	計	25	39	106.0
パート 7				

延利用者数 7,173人

合計		169人	228人	*95.0%
常勤 53人		(*5 工房年間延利用者数		
パート 42人		43,331人 ÷ 270日 ÷ 総定員 169人)		

## (2) グループホーム及びショートステイ

グループホームは、障がい者が地域で自立生活を送るために機能している。町内の一員として、防災訓練、公園の草取りなど環境美化活動に参加したり、たけのこ汁大会等で交流したりした。

定員 53人のところ、入居は 51 人。就労者は 10 人（うち工房併用利用 5 人（さくら 2、つばき 3、）で、勤務先は、リネンサプライ 4 人、清掃 1 人、高齢者デイサービス 1 人、塗装 1 人、障がい者施設 2 人、茸園 1 人等多岐に亘っている。工房利用は 39 人（さくら 13、つばき 5、北さくら 10、南さくら 7、居多さくら 4）、ホーム在宅は 2 人。最年少は 25 歳、最年長は 75 歳で平均年齢は 52.6 歳である。

ショートステイは、さくらホーム陽、さくらホーム直とさくらホーム居多の 3 ホームで、延人数 122 人（前年度 236 人）の利用、延日数 422 日（前年度 509 日）であった。

人数及び日数の大幅減は、4 年度は 3 か月の継続利用があったが 5 年度は長期利用が無かったためである。

8ヶ所のグループホームは、事務及び直接支援を担当する者が所長以下 7 人、入居者の食事その他を担う世話人が 17 人、宿直と休日の日直ボランティアが 21 人、その他 5 工房の兼務職員がバックアップし運営に努めた。

グループホームの運営に関しては、工房同様に、次長会議による内部監査を実施して適正化を図った。

家賃について、株式会社経営のグループホームの中には 1 ヶ月 50,000 円を超える家賃を徴し、利益を出しているところがあるようだが、福祉施設として認可されていることに疑問を持つ。

また、一部報道にある、食費の高額な違法徴収について、さくら園は 1 食 350 円であり、全額を食事に供しており、違法徴収は一切ない。

### 令和5年度末の入居者

* グループホーム	定員	入居数
さくらホームさくらの家	11人	10人
さくらホームつばきの家	10	10
さくらホーム五智	6	5
さくらホーム寺町	5	5
さくらホーム朋	6	6
さくらホーム陽	5	5
さくらホーム直	5	5
さくらホーム居多	5	5
計	53	51
* さくらホーム併設ショートステイ		3室
(寺町地区、塩屋新田地区。五智地区に各1室)		

### (3) 障がい者支援室

#### ア 障がい者就業・生活支援センターさくら

新潟労働局、新潟県障害福祉課、上越市福祉課から事業を受託し、所長以下7人体制で登録者の職場定着、就業のための支援のほか、就労につながる日常生活について助言に努めた。

相談件数は、約1,200件（登録者から1,000件、企業から220件）増加した。これは支援センターさくらが地域で評価されている証である。就職者は102人で前年度の100人と変わっていないが、職場定着は、精神障がい者を中心にSSTを活用した定着セミナーや発達障がい者向けのピアサポート活動を行った結果、雇用6か月後の定着率は91%、1年後の定着率は83%だった。

また、企業との情報交換会は14社23人、上越地域障がい者雇用セミナーは64社89人、施設と企業との面談会は6社9人、31施設が参加、企業訪問の個別障がい者雇用研修2社8人を実施した。

#### \* 業務実績

・相談件数 登録者	6,773件（累計102,395件）
企業・団体	2,549件（累計45,676件）
・新規登録者数	122人（現員1,456人）
・新規一般就労者数	102人（現員874人）
・福祉事業所等相談・協議件数	1,982件（累計28,064件）
・職場適応援助件数	4件（前年度14件）

#### \* 障害者雇用率（2.3%の雇用義務）

R 5.6.1 現在	上越管内	2.52%	新潟県内	2.38%	全国	2.33%
R 4.6.1 現在	上越管内	2.42%	新潟県内	2.23%	全国	2.25%
R 3.6.1 現在	上越管内	2.34%	新潟県内	2.20%	全国	2.20%

#### イ 相談センターさくら

市内には 15 か所の相談機関があり、施設利用者のサービス等利用計画の作成及びモニタリング（定期的相談）等の業務を、相談員 1 人概ね 100 件弱を担当している。相談センターさくらは、担当件数増を目標にし、業務改善に努めた結果、1 人 120 件以上を受け持つことができた。5 年度は対前年度 1 人減の 3 人態勢で対処したことを加味すると、実績は大きく評価されてよい。

\* 業務実績：（ ）は R4 年度

○ サービス利用計画案作成

・障がい者 262 件 (222 件)      ・障がい児 95 件 (35 件)

・相談 2,247 件 (1,720 件)

○ モニタリング

・障がい者 393 件 (335 件)      ・障がい児 185 件 (64 件)

#### (4) 一般就労

令和 5 年度のさくら園全体の就職者は 3 人であり、前年度及び前々年度と変わらない。さくら工房は農業企業へ、つばき工房は製造会社へ、北さくら工房はリネンサプライに就職した結果、昭和 63 年度以降の累計は 98 人になった。

就職者が増えない大きな理由の一つは、3 工房がいずれも多機能事業（就労移行、就労継続 B、生活訓練）を実施していることである。事業が就労に特化していないと、専門カリキュラムを編成しにくく、新規利用者から「何をする施設なのか分からない」との問題を提起されている。これに対して、6 年度を最終年度として、多機能事業を整理するため検討を進める。

また、実務訓練として重要な職場実習については、3 工房ともに、それぞれのツールにより、スーパーマーケット等のバックヤードや食品販売業務、介護施設等の清掃業務及び農業生産法人の農作業を実習した。

#### (5) 児童等の放課後の利用

南さくら工房の放課後等デイサービスは、重度障がい児施設として、関係者から高い評価を受けてきており、5 年度も、医療的ケアが必要な児童を含めた特別支援学校生を支援した。利用率は、他施設併用者が増えているなかで、前年度に比べて 17.7 ポイント増加の 74.0%を達成した。

#### (6) 虐待防止、人権侵害防止

人権擁護委員会（各施設代表で構成、月 1 回開催）で協議し、リーフレットの施設内掲示、新聞記事等の情報周知、必要に即した利用者個別教示、所長による所属職員に対する行動の指示等、具体的な防止策を実践した。

虐待防止及びセクハラ防止については、毎年度、法人として根絶を約束してきたにも拘

ならず、5年度はグループホームにおいて、2件のセクハラ事件を発生させてしまった。

1つは、男性宿直ボランティアが、朝検温の際、女性入居者の下肢にズボンの上から、触った事案である。当該宿直員は、触ったことは認めつつも、所謂セクハラの意思はなかったと申し立てたが、とうてい是認できることではなく、直ちに職務を辞してもらった。

別の1件は、男性入居者が、午後8時頃、洗面所で、同ホーム女性入居者の下肢を、衣服の上から3回ほど擦ったものだが、当該加害者は自己の非違行為を認めたくなくて、女性入居者に謝罪、許しを得た事案である。被害者の心の安定及び再発防止の観点から、女性入居者には他のホームに移ってもらった。

少人数施設での目の届きにくい状況にあったとはいえ、このような恥ずべき事件が、再三にわたり発生することは、職員及び関係者に人権侵害防止の意識が十分に浸透しておらず、上滑りの理解だったことの現れである。最早、組織として機能していない状態に陥っており、社会福祉法人として存立が問われる事態にある。

いずれも、直ちに上越市に報告し相応の指導を受けたところであるが、所長以下、直接支職員、世話人及び宿直・日直員は、猛省のうえ、強い危機感を持って一から出直す覚悟が求められる。

虐待に関しては、職員による利用者への不適切な発言事案があった。虐待には該当しないとの行政機関の判定を受けたが、当該職員は、自らの不穏当な言葉が、利用者の心を傷つける恐れがあったことを反省し、利用者及び保護者に対して深くお詫びした。許しを得たとはいえ、双方の思いなど諸事情を考慮して他施設へ異動させた。

人権侵害行為発生防止を高言しながら、一向に実現できない現状に戸惑いつつ、心底理解するにはどうしたらいいのか、角度を変えて対処方法を工夫したい。

## (7) 施設整備等

5年度は施設の新設や増設等大規模な施設整備事業は無かった。つばき工房は、馬主福祉財団から1,440千円の助成を受け、クリーニング作業のおしぼり用洗濯機を2,217千円で更新、真柄財団の651千円助成により作業室エアコン3基を813千円で増設した。また、おしぼり配達用軽車両を880千円で購入した。

南さくら工房は、車椅子仕様送迎車両を4,258千円で購入（日本財団助成3,060千円）、作業室2棟のエアコンを更新756千円と送迎用に中古車車両2台を870千円で確保した。

居多さくら工房は、元日の能登半島地震により、せり上がった作業室の床を修繕。新潟県の災害復旧助成制度が下限1,000千円のため、床修理352千円は全額自費とした。

さくらの家は、事務室の安全管理の必要から、頑丈なアコーデオンカーテンで仕切壁を設置することに伴う洗濯室移設工事を616千円で行った。

その他、経年劣化によるエアコン更新、消雪井戸ポンプ更新、洋式トイレ便座修理、暖房機器設置等、運営上必要な作業環境や生活環境の適正維持及び利用者・職員の安全・安心対策に努めた。

今必要とされる施設について、地域の要望は、強度行動障がい対応のグループホームである。さくら園としても、このグループホーム整備を検討しているところであり、5年度

は、事業再編委員会が長野市と中野市の関係施設各 1 か所を視察した結果、障がい特性に対応できる専門職員の確保が必要であること、かつ障がい特性に対応するため玄関や水回りの個別化が必要になり整備費が大きく増額する等、クリアすべき課題が多いため、今少し検討を継続することとした。

#### (8) 安全安心な施設運営

5 年度に発生した事故は 110 件で、前年度に比べて 16 件増えた。起因者の割合は、4 年度は利用者 37 件 39.4%、職員 57 件 60.6%に対して、5 年度は利用者 30 件 27.3%、職員 80 件 72.7%であり、職員は 23 件 12.1 ポイント増加した。

特に、薬の誤薬防止に関して、法人全体の最重要課題としながらグループホームで飲み過ぎや飲み忘れがあった。幸い大事には至らなかったものの、薬の誤飲は、場合によって命に関わる大事故につながる。このため、ホーム所長が世話人 17 人を対象に、少人数に区分して個別に研修した。所長は、薬の飲み間違いは命に関わること、間違わないためには服薬手順が極めて重要だということを、丁寧に指導した。また、薬局の訪問調剤による薬の一包化のほか、多量服薬した利用者に対して、個別にその怖さと正しい服薬を教示する等により、鋭意、再発防止に努めた。

その他、利用者への物品渡し間違いや渡し忘れ、弁当注文の間違いなど、うっかりミスが多かった。車庫入の際の公用車接触事故に対しては、運転職員の注意を促すため、柱を鮮明色で着色した。

ヒヤリハットは、事故には至らないと法人が定義した軽度のものだが、5 年度は 126 件で、前年度より 4 件増えた。これらは全て、事故防止安全対策委員会（全施設代表職員で構成）で検証し、再発防止策をまとめた。

健康管理については、引き続き、インフルエンザ対策として、希望利用者及び全職員に対して予防接種を公費負担で実施した。

新型コロナウイルス対策については、国は取扱いを第 5 類に緩和したが、さくら園は、当面は慎重に対処することと、家族感染に伴う休所や休務日数を減らしたほかは、マスク着用など基本的な感染防止を継続することとした。5 年度の感染者は、利用者と職員を合わせて 88 人（4 年度 98 人）であった。濃厚接触や家族感染等による休所・休務者は、休所の基準を緩和したことにより、189 人に減少した。

施設の、災害時の避難先については予め決めており、定期的に避難訓練を実施している。特に水害に対しては、高土町のさくら工房、つばき工房、さくらの家及びつばきの家が、最も危険な事態に置かれることが想定される。工房は休日・夜間、利用者がいないが、グループホームは休日・夜間の非常時対策が必要である。さくらの家は、コンクリート造 2 階建であり、とりあえず 2 階への避難が可能であるが、つばきの家は平屋で、かつ車椅子で生活している入居者がいるので、大雨が予測された場合は、事前に南さくら工房か市内の旅館に移動することとしている。

また、元日の能登半島地震の際、安全を期して、ホーム直の 3 人とホーム居多の 1 人がホーム陽に避難した。このことを教訓に、休日・夜間のグループホーム支援態勢を検証し

た結果、所属職員だけでは緊急時対応に支障を来すと判断して、所属に関係なく、グループホームの近くに居住する職員を、応援向けの体制を整えた。

その他、利用者送迎職員及び公用車運転職員を対象に、自動車学校での身体反応検査、及び運転実技検査を実施して、運転能力の確認と安全運転の意識化に努めた。

#### (9) 送迎

乗降が楽な 15 人乗ハイエース 4 台と、8 人乗普通車 3 台で、方面ごとに 90 人以上を送迎した。リフト付きマイクロバスを利用していた車椅子を使用の 3 人については、つばき工房の個別送迎に切り替えた。

その他、南さくら工房及び居多さくら工房では、重度障がい者を中心に車椅子仕様の車両等による個別送迎、その他全工房で適宜必要な送迎を行った。

#### (10) 職員の能力向上、労働環境改善

5 年度は、虐待防止研修、新採用職員研修、安全運転研修 2 回、パート職員研修、管理者研修、防災・減災研修、ハラスメント防止研修、文書実務研修等、法人自主研修及び外部機関主催の専門分野研修を実施・受講し、資質・支援力の向上を図った。

また、虐待防止の研修は、職員にとって重要な課題であるので、各施設単位に毎月行うなど、計画的、継続的に実施した。

労働環境の改善について、パート職員を含めて全職員の普通昇給を実施したほか、処遇改善一時金及び処遇改善手当（毎月支給、パート職員は勤務時間数により調整）を制度化しており、5 年度はこれらを増額した。また、パート職員については、最低賃金引上げに合わせて賃金を増額改定した。

その他、育児休業やその後の時間外勤務免除期間の延長など、仕事と家庭両立の観点から、法令を上回る勤務条件を設定し、働き易い職場づくりに努めている。

#### (11) 苦情解決

施設ごとに苦情解決責任者、受付者及び第三者委員の名簿を掲示し、利用者及び保護者等に周知公表している。

5 年度は苦情としての申出はなかったが、苦情が発生する理由、かつ発生させないための方策について、自己研修のための資料配布を行うなど、利用者・保護者との信頼関係の構築、維持に努めた。

#### (12) 法人全体行事

作品展は 4 年度に初めて開催したものだが、5 年度は、この継続に加えてさくら園運動会を実施した。運動会は、コロナ感染対策で中止していたので 4 年振りの実施だった。

作品展は、一般市民が来場しやすい市民プラザ 1 階ホールで開催した。各施設利用者の個人作品及び合同作品の力作に満ちた素晴らしい展覧会だった。ある保護者の、「子供にこんな才能があると思わなかった。」との感想が、印象的だった。



運動会は、コロナ対策を考慮して、保護者の参加を求めない利用者のみ、また競技種目の数を絞った午前のみ、小規模の行事だったが、利用者の元気な声が久々に甦った。

5年度は2つの行事を行った結果、利用者と職員双方に相当な負担が掛かったため、行事開催頻度について、利用者と保護者にアンケート調査を実施したところ、1年に1行事を希望する人が最も多かったので、6年度以降は、作品展か運動会の、どちらかにすることとした。

### (13) 公益的取組、地域協力

さくら園は、① 福祉避難所設置、② 市内のこども食堂支援、③ 法人所有の施設、車両等備品の無償貸出、④ 災害時における障がい者の福祉避難所開設を、公益的取組みとしている。

地域活動への協力について、5年度は、南本町3丁目のこども食堂『いちょう食堂の会』の活動事業費519千円に対して30千円を支援した。いちょう食堂は、月に1回、主として地域の小学生を対象に、手作りの夕食を無償で提供している。場所は、4月から12月までは最賢寺、12月から3月までは南三世代交流プラザだが、1回の参加者は平均44人で、上越教育大学学生をはじめ地域のボランティア等スタッフが10人程で実施している。

また、北さくら工房は、職員による出前授業、合同海岸清掃及び創作活動などで、直江津小学校と交流を続けている。

## 3 就労支援事業

### (1) 就労支援事業収入

受託作業として、買物カゴ洗浄、市有地等草刈、公共施設やアパート等の床掃除、茸栽培容器整理、上越市ゴミ袋の梱包及び高齢者の私物衣類洗濯乾燥作業など、多岐にわたって受注した。

自主作業では、紙工、手縫い雑巾、名刺・はがき印刷、鉢花・花苗、タオル・トレーナー等ありがとうブランドや、ケーキ・クッキー等の菓子製造販売のほか、レンタルおしぼり、空き缶分別を実施した。収入は、5工房全体で41,460千円。

さくら工房は11,970千円（R4：11,511千円）、つばき工房は16,821千円（R4：16,305千円）、北さくら工房は7,556千円（R4：7,929千円）、南さくら工房は2,000千円（R4：2,810千円）、そして居多さくら工房は3,113千円（R4：3,158千円）だった。

つばき工房増額の理由は、高齢者の私物衣類洗濯の受託量増加、南さくら工房減額は、空き缶作業を担当していた利用者の退所による。

### (2) 支払工賃

工賃は、作業収入から諸経費を差し引いた残額を仕事量に応じて配分される。

原資は5工房合わせて26,331千円（R4年度26,068千円）、5工房全体の1人1か月平均工賃は11,622円で、4年度11,673円に比べて51円減った。

工賃支払いの基準について、就労系事業実施のさくら工房、つばき工房、北さくら工房を統一化、生活介護の南さくら工房と居多さくら工房を整理統一した。

各工房の平均工賃は、さくら工房 20,409 円は前年度比 2,123 円増、つばき工房 24,207 円は 2,044 円増、北さくら工房は 10,332 円で 426 円減、南さくら工房は 1,609 円で 4 年度の 3,675 円から 2,000 円超も減少した。これは（１）で説明したとおり、空き缶処理の利用者が退所したためである。居多さくら工房は 6,228 円で 4 年度比 1,379 円減額した。

各工房それぞれ、外的要因に左右されないよう、安定的な業務確保に努めるなど工夫を凝らし、少なくとも全国平均 1 人 1 ヶ月 15,000 円に近づけていきたい。

#### 4 フラワーセンター六角棟転用

フラワーセンターは、上越市が高齢者の生きがい対策として整備した施設だが、市の政策転換による廃止に伴い、平成 22 年 4 月にさくら園が一括譲渡を受けたものである。年間を通して 6 時間パート職員 2 人が担当し、必要によりの老人クラブ連合会生産部 10 人の協力を得て稼働してきた。

移管後 14 年を経た現在は、生産部の方々は軒並み高齢となり、協力もらえるのは 2 人に限られる状況である。また温室のガラス屋根は自然落下式になっており、冬期間室温を 14 度に保たないと雪でガラスが割れるため、暖房費は六角棟だけで 1,500 千円を超える。

以上の理由により、今後も花卉事業を継続していけるのか、六角棟だけでも他用途に転用できないかを、検討したところである。

さくら工房所長をまとめ役とし、保護者及び関係従事職員等で検討した結果、全員総意で、当面 5 年間は花卉事業を継続することとし、令和 6 年度はワークショップ等を実施して、事業を拡張することとした。

#### 5 上越市福祉避難所設置への協力

さくら工房、北さくら工房、南さくら工房、居多さくら工房及びさくらホーム陽の 5 施設を、福祉避難所として上越市と契約している。5 年度は、1 月 1 日の能登半島地震の際、南さくら工房に避難所が開設され、上越市職員及び工房職員が出務したが、利用はなかった。

避難所は災害の都度上越市からの要請に基づいて開設されるが、水害や地震等により避難所として適当か否か判断されるため、それぞれ開設施設は異なる。